

固定資産評価審査

基準年度以外（第2、第3年度）の審査の申出

◎基準年度…令和3年度 第2年度…令和4年度 第3年度…令和5年度

資産の区分				申出の可否
土地	基準年度の賦課 期日（1月1日） に所在した土地	基準年度の価格が据 え置かれている土地	令和3年中に特別の事情※ があったため評価替えを 行うべきである旨を申し 立てる場合	○
			地価の下落があったため 修正基準※※に基づき価格 の修正をすべき旨を申し 立てる場合	○
			上記以外の場合	×
		令和3年中に分合筆など特別の事情※があったた め評価替えが行われた土地		○
		地価の下落があったため修正基準※※に基づき価格 を修正した土地		○
		令和4年度に新たに固定資産税が課税された土地		○
家屋	基準年度の賦課 期日（1月1日） に所在した家屋	基準年度の価格が据 え置かれている家屋	令和3年中に特別の事情※ があったため評価替えを 行うべきである旨を申し 立てる場合	○
			その他の場合	×
		令和3年中に増改築、損壊など特別の事情※があっ たため評価替えが行われた家屋		○
		令和3年中に新築などにより、新たに固定資産税が課税された家屋		○
償却資産				○

特別の事情※

土地…分筆・合筆、土地の区画形質に著しい変化があった場合をいいます。周辺の環境
変化による地価の値上がり等は含まれません。

家屋…増改築、損壊など、その家屋の価値に大幅な増減を来した場合をいいます。簡単
な修理・修繕等は含まれません。

修正基準※※

土地の価格は3年間据え置くことが原則ですが、地価の下落があり、価格を据え置くこ
とが適当でないときは、法に定める修正基準により、価格の修正を行うことができるとさ
れています。